

全国司法書士女性会FAX通信192号 (2008年4月号号外1)

発行責任者 会 長 長谷川 歌子

事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

★事務局e-mailアドレスが変更になりました e-mail joseikai@aoitakigawa.com

「自民党消費者問題調査会の発足と活動の経緯」

自民党消費者問題調査会 会長 野田聖子

昨年10月の第168回国会開会冒頭の所信表明演説で、福田康夫総理大臣は「国民の安全・安心を重視する政治への転換」を表明しました。国民生活に大きな不安をもたらした耐震建築偽装問題を契機に、成熟した先進国として日本は今後、生産第一という思考から国民の安全・安心を重視する視点に切り換えていくべきだとの決意が強く主張されました。

自民党内でも同時期、消費者行政の構造的課題を解決すべく勉強会がすでに立ち上がっており、11月には福田総裁に対し消費者庁設立の申し入れを行いました。それを受けて直ちに設置されたのが「消費者問題調査会」であり、私は初代会長の重任を拝命しました。

同調査会は発足直後から、消費者団体、産業界の代表、消費者問題に詳しい有識者から幅広く、かつ深くヒアリングを重ね、本年1月の中間とりまとめを経て、3月に「消費者行政のあり方に関する最終とりまとめ」を発表しました。その骨子は、①産業育成官庁から独立し、消費者・生活者目線で他省庁に司令を出す「消費者庁」の新設（強い勧告権限）、②悪徳商法による違法収益のはく奪と適正な市場形成による経済発展、③相談窓口の一元化（わかりやすい窓口、いち早い解決）、④被害救済の簡易・迅速な仲裁制度、⑤食品の安全・表示の一元化、⑥地方消費者行政の強化、⑦消費者教育の充実、の7点です。

今年に入り発覚した中国からの輸入食品に係る一連の食中毒事件は、国民生活の根幹である食の安全・安心に対する国民の信頼をさらに大きく損ない、日本の消費者行政の見直しは焦眉の急務となっています。今後の消費者行政を牽引する新組織として、消費者庁には国民各層から大きな注目と期待が投げかけられていることを、私は提案者の一人として重く認識しています。日本は当面、社会の超少子高齢化を免れない状況にあり、新たな経済成長モデルが必要であると同時に、なお一層の行政改革が不可避です。この文脈の中で、国民の消費者被害に対する不安を取り除き、消費者・生活者が主役の、「暮らしに安心」社会を実現するためには、消費者庁が期待される機能を強力かつ十全に果たさねばなりません。消費者庁の設立により、生産者と消費者を対立関係に捉える旧来の構図が乗り越えられ、消費者保護の上につつま健全な経済活動の発展が導かれるように、私は今後とも責任をもって活動してまいります。

(野田聖子さんには、ご多忙のところ、特に女性会のためにご寄稿いただきました。)